

様式第2号（第5条関係）

令和4年8月1日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 土 井 道 子 

このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関係書類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：長瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	ド イ ミ ケ コ
お名前	土井 道子
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	() -
E-mail	@



7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは



7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000 円 (税込)

2講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和4年7月15日 10:00～13:00
視 察 先	役場委員会室でオンライン研修
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 （感想、政策提言、課題など）	● 政治倫理とは ・ 倫理 強制力を伴う法規範囲に対して、内心の道德規範をいう（不倫なども含まれる） ・ 行政倫理 公務員に対する社会の期待や信頼に応える行動規範をいう ・ 政治倫理の大きな意義として、議会と議員が自浄作用を発揮し住民の期待に応え信頼関係を構築することが重要である。 ● 地方議員とは 住民の直接選挙によって選ばれた地方自治体における住民の代表者である。 ● 政治倫理規制対象とは 議員の被選挙権の喪失に該当しない刑法罰で、没収、科料、勾留、罰金を受けたもの 罰則を受けていない者 議会の秩序罰である懲罰を受けていないを受けていない者 それゆえ、政治倫理の規則には法的な罰則を課することができないことに注意を要する。 ● 政治倫理確立にあたっての留意点 過剰な政治倫理に対する規制は、議員へのプライバシーの侵害問題と同時に、議員としての有意な人材を政治から遠ざけることにつながる恐れがある。 ● 政治倫理の基準 ・ 不正疑惑行為の自粛 ・ 地位利用の金品授与の禁止 ・ 請負等の斡旋禁止 ・ 職員に対する職務執行への不当介入の禁止 ・ 職員の採用等の斡旋禁止 ・ 道義的批判のある企業献金の自粛 ● パワハラ・セクハラ等の取り扱いと防止策 ・ 優越的な関係をはいけいにした言動

- ・業務の範囲を超えたもの
- ・労働者の就業範囲を超えたもの
- ・労働者の意に反する性的な言動等
- ・議長が議会におけるハラスメントは議会からなくすことを明確に示す

感想

報道等で、議員間や住民との対応で、自分自身で理解していたつもりであったが、廣瀬氏の講義を受講して、政治倫理の奥深さを修得することができ、住民の期待に応え、信頼関係を築くことの大切さをあらためて認識することができた。

また、7月の日程の中で、札幌市から磯田弁護士からも条例について多様な事例をわかりやすい講義を受けることができたので、政治倫理についてより理解を深めることができたと感じている。

これまでは、ハラスメントについて自身の胸内で、悶々としていたことが多かったので、この講義を受講したことにより、議会内でも折を見て、様々なことを話し合える環境を作ることも重要とあると思った。